

○神奈川県川崎競馬組合地方競馬実施規則

- (平成12年 4月 1日規則第6号)
- 改正 (平成13年 4月 1日規則第1号)
- 改正 (平成13年10月 4日規則第4号)
- 改正 (平成14年 4月 1日規則第2号)
- 改正 (平成14年 7月 1日規則第4号)
- 改正 (平成15年 5月22日規則第6号)
- 改正 (平成15年12月 1日規則第8号)
- 改正 (平成17年 3月25日規則第1号)
- 改正 (平成17年12月 1日規則第2号)
- 改正 (平成18年 3月27日規則第1号)
- 改正 (平成18年 6月11日規則第2号)
- 改正 (平成18年 9月25日規則第4号)
- 改正 (平成19年 7月20日規則第5号)
- 改正 (平成19年 8月13日規則第6号)
- 改正 (平成22年 4月 1日規則第1号)
- 改正 (平成22年12月13日規則第2号)
- 改正 (平成23年 4月 1日規則第2号)
- 改正 (平成23年12月 2日規則第3号)
- 改正 (平成24年 7月 1日規則第1号)
- 改正 (平成24年12月14日規則第2号)
- 改正 (平成25年 4月 1日規則第1号)
- 改正 (平成26年 2月28日規則第2号)
- 改正 (平成26年 7月29日規則第4号)
- 改正 (平成28年 2月19日規則第1号)
- 改正 (平成28年 3月25日規則第3号)
- 改正 (平成29年 3月30日規則第2号)
- 改正 (平成30年12月11日規則第3号)
- 改正 (平成31年 4月30日規則第1号)
- 改正 (令和 3年 6月 9日規則第2号)
- 改正 (令和 4年 2月 1日規則第2号)
- 改正 (令和 4年 8月 1日規則第4号)
- 改正 (令和 5年 4月 1日規則第1号)
- 改正 (令和 5年 5月12日規則第5号)
- 改正 (令和 5年10月 1日規則第8号)
- 改正 (令和 6年 1月 1日規則第9号)

改正（令和 6年 4月 1日規則第10号）

改正（令和 7年 4月 1日規則第1号）

改正（令和 7年 6月 1日規則第4号）

改正（令和 8年 4月 1日規則第1号）

目 次

第1章	総則（第1条～第2条の2）
第2章	開催執務委員（第3条～第19条）
第3章	競馬番組、出走申込み等（第20条～第33条）
第4章	出走すべき馬の確定（第34条～第40条）
第5章	競走（第41条～第73条）
第6章	競馬の公正の確保のための処分等（第74条～第83条）
第7章	勝馬投票（第84条～第94条）
第8章	入場料、入場者の整理並びに競馬場内及び場外設備内の秩序 の維持（第95条～第101条）
第9章	競馬関係者の責務等（第102条～第114条）
附則	

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、競馬法（昭和23年法律第158号。以下「法」という。）、競馬法施行令（昭和23年政令第242号）、競馬法施行規則（昭和29年農林省令第55号。以下「省令」という。）及び神奈川県川崎競馬組合地方競馬実施条例（平成12年神奈川県川崎競馬組合条例第17号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、神奈川県川崎競馬組合が行う地方競馬の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（競馬の呼称）

第2条 神奈川県川崎競馬組合（以下「競馬組合」という。）が行う地方競馬（以下「競馬」という。）は、令和何年度神奈川県川崎競馬組合営第何回川崎競馬と呼称する。

（用語の定義）

第2条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）馬主 地方競馬全国協会（以下「協会」という。）が行う登録を受けた個人である馬主、法人である馬主又は法人格なき組合（以下「組合」という。）である馬主をいう。
- （2）共有代表馬主 2人以上の馬主が共有する馬であって協会が行う登録を受

けているもの（以下「共有馬」という。）の馬主のうち、当該共有馬についての競馬に関する馬主としての事務のすべてを代表して行う者をいう。

- (3) 調教師 協会が行う免許を受けた調教師をいう。ただし、次号に掲げる調教師補助を除く。
- (4) 調教師補佐 他の調教師の指揮の下で調教の業務に従事し、競走馬の調教のための馬の預託を受けないことを条件として協会が行う免許を受けた調教師をいう。
- (5) 騎手 協会が行う免許を受けた騎手をいう。
- (6) きゅう務員 管理者又は管理者が定める機関の認定を受けたきゅう務員をいう。

第2章 開催執務委員

(開催執務委員)

第3条 競馬の開催に関する事務を処理させるために置く開催執務委員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 総務委員
- (4) 裁決委員
- (5) 番組編成委員
- (6) 馬場管理委員
- (7) 発走委員
- (8) 決勝審判委員
- (9) 検量委員
- (10) 整理委員
- (11) 獣医委員
- (12) 投票委員

(開催執務委員の任命)

第4条 委員長は、競馬組合の事務局長をもって充て、委員長以外の開催執務委員は、同事務局長が任命する。

(開催執務委員の欠格条項)

第5条 馬主（法人にあってはその役員、組合にあってはその組合員）、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員は、第3条に規定する開催執務委員となることができない。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、開催執務委員の長として、競馬の開催に関する事務を掌理し、他の開催執務委員を指揮統括するほか、競馬に係る紛争を処理する。

(副委員長の職務)

第7条 副委員長は、委員長を補佐し、委員長があらかじめ定めた順位により、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
(総務委員の分掌事務)

第8条 総務委員は、庶務、経理(投票委員の所掌に属するものを除く。)及び広報に関する事務並びに他の開催執務委員の所掌に属しない事項に関する事務をつかさどる。
(裁決委員の分掌事務)

第9条 裁決委員は、着順の確定、失格又は降着の裁決の申立ての裁決及び制裁、保安措置その他の競馬の公正を害すべき行為の取締りに関する事務(他の開催執務委員の所掌に属する事務を除く。)をつかさどる。
(番組編成委員の分掌事務)

第10条 番組編成委員は、出走できる馬の編成、出走すべき馬の負担重量の決定、出走投票の管理、出走すべき馬の番号の決定、出走すべき馬の確定及び競走の記録に関する事務をつかさどる。
(馬場管理委員の分掌事務)

第11条 馬場管理委員は、馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員の取締り並びに馬の管理(他の開催執務委員の所掌に属するものを除く。)、装あん所、下見所、馬場その他競走を行うために必要な設備の管理並びに人馬の救護に関する事務をつかさどる。
(発走委員の分掌事務)

第12条 発走委員は、発走に関する事務をつかさどる。
(決勝審判委員の分掌事務)

第13条 決勝審判委員は、馬の到達順位及び到達差の判定並びに馬が競走に要した時間の計測に関する事務をつかさどる。
(検量委員の分掌事務)

第14条 検量委員は、馬の負担重量の計量に関する事務をつかさどる。
(整理委員の分掌事務)

第15条 整理委員は、入場者(競馬場外の勝馬投票券発売所又は払戻金交付所(以下「場外設備」という。))の入場者を含む。)の整理その他競馬場内及び場外設備内の秩序を維持するために必要な取締りに関する事務をつかさどる。
(獣医委員の分掌事務)

第16条 獣医委員は、出走馬の馬体検査、馬の競走能力を一時的に高め、若しくは減ずる、又は馬の福祉及び事故防止の観点から使用を規制する薬品、薬剤その他の物の使用の取締り、当該取締りに必要な検査材料の採取及び検体採取所(当該検査材料を採取する場所をいう。以下同じ。)における馬の管理に関する事務をつかさどる。
(投票委員の分掌事務)

第17条 投票委員は、条例第6条の規定による勝馬投票券（以下「勝馬投票券」という。）の発売並びに法第22条において準用する法第8条の規定による払戻金（以下「払戻金」という。）及び法第22条において準用する法第12条第6項の規定による返還金（以下「返還金」という。）の交付に関する事務をつかさどる。

（他の開催執務委員への通知）

第18条 開催執務委員は、その所掌する事務に関し他の開催執務委員の所掌に属する事務に関連する事項があると認めるときは、遅滞なく当該事項を委員長及び関係する他の開催執務委員に通知しなければならない。

（開催執務委員の職務執行のための措置）

第19条 開催執務委員は、その職務を執行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、必要な事項の報告を求め、又は必要な命令若しくは指示をすることができる。

第3章 競馬番組、出走申込み等

（競馬番組）

第20条 管理者は、競馬の開催ごとに競馬番組を作成し、これを出走の申込みの締切日の20日前までに発表するものとする。

2 競馬番組には、次に掲げる文字及び事項を記載する。

- （1）神奈川県川崎競馬組合の文字
- （2）川崎競馬場の文字
- （3）当該競馬の呼称
- （4）開催日時
- （5）出走の申込みの締切日時及び場所
- （6）騎乗の申込みの締切日時及び場所
- （7）馬検査の日時、場所及び方法
- （8）出走投票の締切日時及び場所
- （9）各開催日における各競走の番号、種類、名称、距離、出走資格、出走可能頭数、馬の負担重量、賞金の額及び発走時刻
- （10）その他競馬の開催に必要な事項

（競馬番組の記載事項の変更等）

第21条 管理者は、災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、前条第2項第2号及び第4号から第10号までに掲げる事項を変更する

2 管理者は、条例第2条第2項の規定により競馬の開催を取りやめ、若しくは当該開催日時を変更し、又は前項の規定により競馬番組の記載事項を変更したときは、直ちにその内容を発表するものとする。

（競馬の開催の取りやめ等）

第22条 委員長は、災害その他により緊急やむを得ない理由があると認めるときは、

管理者の承認を受けて、競馬の開催又は競走を取りやめることができる。この場合において、管理者の承認を受ける余裕がないときは、管理者の承認を受けずに、競馬の開催又は競走を取りやめることができる。

2 委員長は、前項の規定により競馬の開催又は競走を取りやめたときは、直ちにその旨を発表しなければならない。

(競走の種類)

第23条 競走は、平地競走とする。

(馬の負担重量の種類)

第24条 馬の負担重量は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 馬の年齢により定めるもの
- (2) ハンデイキャップにより定めるもの
- (3) 馬の年齢、性、勝利度数、取得賞金の額その他の競馬番組で定める事項に基づき算出するもの

(出走申込み等の手数料の額)

第25条 条例第5条第1項に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 出走申込みに係る手数料 競馬の開催1回1頭につき1,000円
- (2) 騎乗申込みに係る手数料 競馬の開催1回1人につき1,000円

(出走の申込み)

第26条 馬主（共有馬の場合にあつては、共有代表馬主。第28条、第34条第1項及び第2項、第35条、第36条第1項及び第2項、第46条第1項並びに第70条第1項において同じ。）は、競馬の競走に所有する馬（その者が組合である場合には、組合財産である馬）を出走させようとするときは、管理者に出走の申込みをしなければならない。

2 前項に定める出走の申込みは、次に掲げる申込書に、協会が交付した馬主登録証（管理者が正当な理由があると認めた場合は、その写し。）、当該馬に係る協会が交付した馬登録証及び管理者が別に定める申込手数料を添え、競馬番組で定める締切日時までに、競馬番組で定める場所において、行わなければならない。ただし、省令第56条第4項に規定する地方競馬と中央競馬の交流による競走（以下、「地方競馬指定交流競走」という。）に係る申込手数料については、この限りでない。

- (1) 競馬組合、埼玉県浦和競馬組合、千葉県競馬組合及び特別区競馬組合の管理者が管理するきゅう舎及び認定したきゅう舎（以下「常時交流場きゅう舎」という。）に飼養されている馬にあつては、出走申込書
- (2) 地方競馬指定交流競走及び他の都道府県、指定市町村及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）の長が管理するきゅう舎及び認定したきゅう舎（常時交流場きゅう舎は除く。）において飼養されている馬が出走する競走（以下「一般交流競走」

という。) には、管理者が別に定める出走申込書

- 3 管理者は、必要があると認めるときは、前項に掲げる書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 第二項の出走申込みに係る申込手数料の納付については、現金による納付に代えて、管理者が定める口座振替の方法により行うことができる。
- 5 第二項の出走申込みについては、常時交流場きゅう舎に飼養されている馬に限り、同項第一号に定める申込書の提出に代えて、情報通信機器（組合が指定する出走申込み及び出走投票が可能な情報システムに接続することができるものに限る。）により行うことができる。
- 6 前項の規定による方法で出走申込みを行った者は、出走申込書、馬主登録証及び馬登録証の提出を省略することができる。この場合において、出走申込手数料の納付については、第四項に定める方法によるものとする。

第27条 管理者（競馬の開催期間（当該競馬の開催日及びその前日をいう。以下同じ。）内においては、委員長。次条、第31条、第78条及び第79条において同じ。）は、次条、第33条又は第78条から第80条までの規定に該当する場合のほか、出走の申込みに係る馬について競馬の公正を確保するため必要があると認めるときは、その出走の申込み又は出走を拒否することができる。

第27条の2 管理者は、第79条の規定に該当する場合のほか、出走の申込みに係る馬を管理する者として第29条の規定による届出を行った調教師について競馬の公正を確保するため必要があると認めるときは、当該調教師が管理する馬の出走の申込み又は出走を拒否することができる。

（馬名の付記）

第28条 馬主は、馬名を変更した馬でその変更の日後180日を経過しないものについて出走の申込みをしようとするときは、出走申込書に当該変更前の馬名を付記しなければならない。

（調教師の届出等）

第29条 調教師は、その管理する馬について出走の申込みが行われたときは、その氏名及び当該馬に係る調教師補佐又はきゅう務員がいる場合はそれらの者の氏名について、管理者に届出をしなければならない。

- 2 前項の届出は、調教師届出書を、競馬番組で定める締切日時までに、競馬番組で定める場所において、提出してしなければならない。
- 3 第1項の規定による届出の後、出走の申込みに係る馬について調教師の変更があった場合は、新たに当該馬を管理することとなった調教師は、速やかに調教師届出書により管理者に届出をしなければならない。
- 4 第1項及び前項の届出の際には、次に掲げる書類を提出しなければならない。
 - (1) 調教師に係る協会が交付した調教師免許証
 - (2) 調教師補佐に係る協会が交付した調教師補佐の免許証

(3) きゅう務員に係る管理者又は管理者が定める機関が交付したきゅう務員認定証。

ただし、地方競馬指定交流競走にあつては馬の飼養又は調教の補助をする者として日本中央競馬会（以下「競馬会」という。）が交付した調教助手承認証又はきゅう務員承認証の写し、他の都道府県、指定市町村又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合（以下「一部事務組合」という。）の長が管理するきゅう舎において飼養されている馬が出走する競走（以下「一般交流競走」という。）にあつては当該都道府県、指定市町村又は一部事務組合の長が交付したきゅう務員認定証の写し

5 前項第3号ただし書に規定する調教助手承認証若しくはきゅう務員承認証又はきゅう務員認定証に係る者は、当該指定交流競走又は一般交流競走にあつては、管理者の認定を受けたきゅう務員とみなす。

（騎乗の申込み）

第30条 騎手は、競馬において騎乗しようとするときは、管理者に騎乗の申込みをしなければならない。

2 騎乗の申込みは、騎乗申込書に騎乗申込みに係る手数料を添え、競馬番組で定める締切日時までに、競馬番組で定める場所において、行わなければならない。ただし、地方競馬指定交流競走に係る申込手数料については、この限りでない。

3 騎乗の申込みの際には、協会が交付した騎手免許証を提出しなければならない。

第31条 管理者は、第79条の規定に該当する場合のほか、騎乗の申込みに係る騎手について競馬の公正を確保するため必要があると認めるときは、その騎乗の申込み又は騎乗を拒否することができる。

（馬検査）

第32条 管理者は、出走の申込みに係る馬について、競馬番組で定める日時及び場所において競馬番組で定める方法により馬検査を行う。

（馬の健康等による出走の拒否）

第33条 管理者は、出走の申込みに係る馬について、馬の健康に支障があると認めるとき又は調教が十分でないときと認めるときは、その出走を拒否する。

第4章 出走すべき馬の確定

（出走投票）

第34条 馬主は、出走の申込みに係る馬を競馬の競走に出走させようとするときは、出走投票をしなければならない。

2 馬主が前項の出走投票をすることができる馬は、常時交流場きゅう舎に、競馬番組で定める日までにいきゅうしている馬とする。ただし、地方競馬指定交流競走及び一般交流競走にあつては、管理者が別に定める。

3 第1項の出走投票は、次に掲げる事項を記載した所定の投票用紙を競馬番組で定

める締切日時までに、競馬番組で定める場所において、提出しなければならない。

- (1) 競走の番号
- (2) 馬名
- (3) 騎手の氏名
- (4) 馬の負担重量

(出走投票の制限)

第35条 馬主は、出走させようとする競走の当日において別表第1に定める薬品又は薬剤（以下「禁止薬物」という。）の影響の下にある馬について出走投票をしてはならない。

(出走投票の取消し等)

第36条 出走投票をした馬主は、第34条第3項の締切日時の経過後は、当該出走投票を取り消すことができない。ただし、当該出走投票に係る馬又は騎手の事故又は疾病のため馬を出走させ、又は騎手を騎乗させることができない場合において、その理由を証明する書類を当該馬が出走する競走の勝馬投票券発売開始時刻までに番組編成委員に提出し、その許可を受けたときは、この限りでない。

2 出走投票をした馬主は、第34条第3項の締切日時の経過後は、騎手を変更することができない。ただし、変更の理由を記載した書類を裁決委員（出走すべき馬の確定前においては、番組編成委員を経由して裁決委員）に提出し、その許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項ただし書の許可は、競走の公正を害するおそれがないと認める場合に限り、これを行うことができる。

4 第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受けようとする場合において、取消し又は変更の理由が騎手又は馬の疾病であるときは、第1項ただし書又は第2項ただし書の規定により提出する書類に管理者が適当と認める医師又は獣医師が発行した診断書を添付しなければならない。

5 裁決委員は、出走すべき馬の確定後に騎手の変更を許可した場合は、直ちにこれを発表しなければならない。

(出走できる馬の定め方)

第37条 番組編成委員は、出走投票に係る馬の頭数が当該出走投票に係る競走の出走可能頭数を超える場合は、抽せんその他競馬番組で定める方法により、出走可能頭数と同数の馬を当該競走に出走できる馬と定めなければならない。

(出走すべき馬の確定)

第38条 番組編成委員は、出走できる馬の番号、馬名、騎手の氏名及び負担重量を発表しなければならない。

2 前項の馬の番号は、1競走ごとに番組編成委員が抽せんにより決定する。

3 競走に出走すべき馬は、第1項の発表により確定したものとする。

(馬の枠順)

第39条 競走に出走する馬の枠順は、前条第2項の規定により決定された馬の番号に従い、馬場の内側からこれを定める。

第40条 削除

第5章 競走

(出走の制限)

第41条 馬主は、競走に勝利を得る意志がないのに馬を競走に出走させてはならない。

第42条 馬主は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病にかかっている馬若しくはその疑いがあると診断された馬又は同法第32条第1項の規定により馬についていずれかの都道府県の区域内での移動、いずれかの都道府県内への移入若しくはいずれかの都道府県外への移出が禁止された場合における当該都道府県の区域内に在る馬若しくは同条第2項の規定により馬について指定に係る区域以外の区域への移出が禁止された場合における当該指定に係る区域内に在る馬を競走に出走させてはならない。

第43条 削除

第44条 鉄さいその他の他の馬に危険を及ぼすおそれがある特殊な加工をしたてい鉄を使用した馬は、競走に出走させてはならない。

(薬品等の使用の禁止等)

第45条 何人も、出走投票に係る馬その他の競走に出走させるべき馬（以下この条において「出走予定馬」という。）に禁止薬物を使用してはならない。

2 何人も、禁止薬物以外の物であっても、馬の競走能力を一時的に高め、又は減ずる目的をもって、出走予定馬に当該禁止薬物以外の物を使用してはならない。

3 調教師は、その管理する馬について前2項の規定に違反する行為が行われることがないように必要な措置を講じなければならない。

4 獣医委員は、出走予定馬について第35条若しくは第1項若しくは第2項の規定に違反する行為が行われたとき又はその違反する行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該馬につき、馬体の検査、検査材料の採取その他必要な措置を講ずることができる。

第45条の2 出走させようとする競走の当日において馬の福祉及び事故防止の観点から使用を規制する薬品又は薬剤であって別表第2に掲げるもの（以下「規制薬物」という。）の影響下にある馬を出走投票し、又は規制薬物の影響下にある馬を競走に出走させ、若しくは出走させようとしてはならない。

2 競走当日において規制薬物の取締りの一環として出走を制限する期間であって管理者が別に定める期間内にある馬についても、前項と同様とする。

3 調教師は、前2項の規定に違反する行為を防止するため自己の管理する馬について適切な措置をとらなければならない。

4 獣医委員は、出走予定馬について、第1項又は第2項の規定に違反する行為及びその疑いがあると認める場合には、当該馬につき、馬体の検査、検査材料の採取その他必要な措置をとることができる。

(騎手の変更命令)

第46条 裁決委員は、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、馬主に対し、出走投票に係る騎手(第36条第2項ただし書の規定により変更した騎手を含む。以下この条において同じ。)を変更すべきことを命ずることができる。

(1) 出走投票に係る騎手による騎乗が危険であると認められるとき。

(2) 競走の公正を確保するため必要があると認められるとき。

2 裁決委員は、前項の規定により出走投票に係る騎手の変更を命じたときは、直ちにその旨を発表しなければならない。

(前検量)

第47条 競走において騎乗する騎手は、当該競走の発走時刻前90分から50分前までに、当該馬に係る負担重量に保護ベストの標準的な重量に相当する分として1キログラムを加えた重量(第48条において、「加算重量」という。)を検量所において前検量を受けなければならない。

2 前検量は、装具(むち及び帽子を除く。)、くら(付属具を含む。)、ゼッケン(番号ゼッケンを除く。)及びくら下毛布(以下「くら等」という。)及び保護ベスト並びに騎手の重量の総計を計量して行わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、引き続き2以上の競走において騎乗する騎手は、これらの競走のうち最初に騎乗する競走の前検量の際、当該競走に引き続き競走の前検量を受けることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、騎手の変更により新たに騎乗することになった騎手その他検量委員がやむを得ない理由があると認める騎手は、同項の時間以外の時間に前検量を受けることができる。

5 検量委員は、前検量を行った重量から保護ベストの標準的な重量に相当する分として1キログラムを減じた重量を速やかに発表しなければならない。この場合において、その重量に0.5キログラムに満たない端数があるときはこれを零とし、0.5キログラムを超え1キログラムに満たない端数があるときはこれを0.5キログラムとして発表しなければならない。

(馬の加算重量の負担等)

第48条 騎手は、競走において前条第2項の規定により計量したくら等を使用し、かつ、その騎乗する馬に当該馬に係る加算重量に相当する重量を負担させなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、騎手は、やむを得ない理由があるときは、その旨を前検量を受ける際に検量委員に申し出、その許可を受けて、その騎乗する馬に当該馬に係る加算重量を超える重量を負担させることができる。

3 前項の規定により当該馬にその加算重量を超える重量を負担させる場合において、その超えて負担させることができる重量は、2キログラムを超えることができない。

4 第1項の規定にかかわらず、騎手は、やむを得ない理由があるときは、その旨を裁決委員、馬場管理委員又は発走委員に申し出、その許可を受けて、前条第2項の規定により計量したくら等に替えて別のくら等を使用することができる。

(装あん所及び下見所への引き付け)

第49条 調教師は、競走において出走させようとする馬を、当該競走の発走時刻の50分前までに、装あん所に引き付けなければならない。

2 調教師は、馬場管理委員の指示に従い、前検量を受けたくら等（装具を除く。）を装あんしなければならない。

3 調教師は、馬場管理委員の指示に従い、当該馬を装あん所から下見所に引き付けなければならない。

4 調教師は、馬場管理委員の許可を受けたときは、第1項及び前項の引き付けをその調教師に所属するきゅう務員に行わせることができる。

(下見所集合時刻)

第50条 騎手は、その騎乗しようとする馬が出走する競走の発走時刻の20分前までに下見所に集合しなければならない。ただし、馬場管理委員がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(馬場入場後の遵守事項)

第51条 馬場管理委員は、出走すべき馬について、馬場への入場前に次の各号のいずれかに該当する事由があると認める場合は、当該馬をその競走から除外しなければならない。

(1) 第35条、第42条、第44条又は第45条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があったとき。

(2) 騎手が事故又は疾病のため騎乗することができない場合であって、騎手の変更ができないとき。

(3) 事故その他の理由により出走することが適当でないとき。

(4) 第49条第1項に規定する装あん所への引き付け時刻に遅れたとき（その時刻に遅れたことが馬場管理委員がやむを得ないと認める理由によるものである場合を除く。）。

(5) その他競走の公正を確保するため必要があるとき。

2 馬場管理委員は、前項の規定により馬を競走から除外したときは、速やかにその旨を裁決委員に通知するものとし、裁決委員は、直ちにその内容を発表しなければならない。

第52条 裁決委員は、出走すべき馬について、馬場への入場後に次の各号のいずれかに該当する事由があると認める場合は、当該馬をその競走から除外しなければな

らない。

(1) 騎手が事故その他の理由により騎乗することができない場合であつて、騎手の変更ができないとき。

(2) 事故その他の理由により出走することが適当でないとき。

(3) その他競走の公正を確保するため特に必要があるとき。

2 裁決委員は、当該馬を競走から除外した場合には、直ちにこれを発表しなければならない。

(馬場入場後の遵守事項)

第52条の2 騎手は、馬場へ入場した馬を審判所の前において常歩により通過させなければならない。

2 馬場管理委員又は発走委員が認めた場合を除き、馬場へ入場してから発走線に整列するまでの間、馬には口を取る者がついていてはならない。

3 裁決委員又は発走委員が認めた場合を除き、馬場へ入場した騎手は、下馬することができない。

第53条 発走委員は、出走すべき馬について、集合合図後に次の各号のいずれかに該当する事由があると認める場合は、当該馬をその競走から除外しなければならない。

(1) 馬又は騎手が事故又は疾病のため発走し、又は騎乗することができないとき。

(2) 馬又は騎手が発走を遅延させ、又は他の馬若しくは他の馬の騎手に危険を及ぼすおそれがあるとき。

(3) その他公正な発走を期するため必要があるとき。

2 発走委員は、前項の規定により馬を競走から除外したときは、速やかにその旨を裁決委員に通知するものとし、裁決委員は、直ちにその内容を発表しなければならない。

(発走)

第53条の2 騎手は、発走委員による集合合図があつたときは、出走すべき馬を速やかに発走地点に集合させなければならない。

2 騎手は、発走委員の指示に従つて、出走すべき馬を馬の番号により定められた発馬機の枠に速やかに入れなければならない。

第54条 発走委員は、出走すべき馬を発馬機に整列させた後、駐立の状態から発走させなければならない。

2 発走委員は、他の馬に危険又は不利益を生じさせるおそれがあると認めた馬については、その馬の駐立を保持する者をつけさせ、又は外枠から発走させることができる。

3 発走委員は、馬の突進による前扉の破損その他の事由により発馬機の当該枠が使用することができなくなつたと認めた場合には、その枠から発走すべき馬を外枠から発走させることができる。

第55条 発走委員は、発馬機を使用して発走合図を行う。

- 2 発走委員は、発走合図が真正でないとき、赤旗を左右に振ってその旨を表示しなければならない。この場合において、発走線の前方にいる発走委員の助手は、白旗を左右に振って、発走合図が真正でない旨を表示しなければならない。
- 3 発走委員は、前項の規定により発走合図が真正でない旨の表示を行った場合には、裁決委員に通知するものとし、裁決委員は、直ちにその内容を発表しなければならない。
- 4 騎手は、第2項の表示があったときは、速やかに、馬を発走地点に集合させるものとする。
- 5 発走委員は、前項の規定により馬が発走地点に集合した後、再び第1項の発走合図を行う。

(裁決委員への通知)

第56条 発走委員は、騎手が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該騎手の氏名及び該当する事項を、遅滞なく裁決委員に通知しなければならない。

- (1) 発走合図の前における突進その他の行為により、馬の発走を早め、又は遅延させたとき。
- (2) 馬を緩慢に発走させたとき。
- (3) 発走合図があったにもかかわらず、馬を発走させなかったとき。

(騎手服等)

第57条 騎手は、競走に騎乗するときは、管理者が別に定める騎手服、帽子、保護ベスト及び番号ゼッケンを用いなければならない。

(拍車)

第58条 騎手は、拍車を使用して競走に騎乗してはならない。

(むち)

第59条 騎手は、競走において管理者が別に定めるむち以外のむちを使用して騎乗してはならない。

(競走における馬の能力の発揮)

第60条 騎手は、競走において馬の全能力を発揮させなくてはならない。

(競走中における遵守事項)

第61条 騎手は、競走中その騎乗する馬のでん端から後続する馬の鼻端までの距離が2馬身以上ない場合には、当該後続する馬の進路に入ってはならない。

- 2 騎手は、競走中みだりに斜行し、又は蛇行してはならない。
- 3 騎手は、決勝線に至る直線走路において一度定めた進路をみだりに変えてはならない。
- 4 騎手は、競走中他の馬を押圧し、又は他の馬に衝突してはならない。
- 5 騎手は、競走中十分な間隔がない場合には、他の馬と他の馬との間若しくは他の馬と柵との間に入り、又はそれらの間から他の馬を追い抜いてはならない。
- 6 騎手は、競走中みだりに高声を発し、むちを不当に使用し、その他他の騎手又は

馬を威嚇する行為をしてはならない。

第62条 騎手は、競走中その騎乗する馬が当該競走の走路以外の場所に逸走した場合において当該競走を継続しようとするときは、当該馬をその逸走を開始した地点に引き返さなければならない。

第62条の2 裁決委員は、第69条の3第3項の規定による着順確定前に、出走した馬につき次の各号のいずれかに該当する事由があると認めたときは、当該馬の騎手は落馬したものとする。

(1) 競走中、当該馬が転倒し、又は当該馬に騎乗する騎手の身体の一部が地面に触れたとき。

(2) 当該馬の鼻端が決勝線に到達したときに、当該馬に騎乗する騎手の身体が当該馬及び当該馬の装具のいずれからも離れていたとき。

2 騎手は、落馬した場合は競走を継続してはならない。

(競走中に生じた事件についての裁決委員への報告)

第63条 騎手は、競走中馬の競走能力に著しい変化があったと認めるとき又は馬体及び馬装に変化があったと認めるときは、当該競走の終了後直ちに裁決委員にその旨を報告しなければならない。

(到達順位の判定)

第64条 決勝審判委員は、馬の鼻端が決勝線に到達した順位により馬の到達順位を判定するものとする。

2 2頭以上の馬が同時に決勝線に到達した場合は、これらの馬の到達順位は同順位と判定する。

3 決勝審判委員は、管理者が定めた写真機により決勝線上の馬の写真を撮影し、これを馬の到達順位を判定するための参考に用いることができる。

第64条の2 裁決委員は、第69条の3第3項の規定による着順確定前に、出走した馬につき、騎手が落馬した場合又は裁決委員が当該馬について競走の継続が困難であると認めた場合は、当該馬は決勝線に到達した馬とはみなさないものとする。

2 裁決委員は、騎手が落馬し、又は裁決委員が当該馬について競走の継続が困難であると認めた馬があった場合には、直ちにその旨を発表しなければならない。

(到達順位等の発表等)

第65条 決勝審判委員は、馬の到達順位の判定をしたときは、直ちに到達順位が第1位から第5位までの馬の番号、到達順位、到達差及び到達順位が第1位の馬が競走に要した時間(次項において「到達順位等」という。)を発表するとともに、到達順位が第1位から第6位までの馬の番号を検量委員及び投票委員に通知しなければならない。

2 前項の規定により発表した到達順位等に誤りがあることが第69条の3第3項の規定により着順が確定するまでに判明したときは、決勝審判委員は、発表した事項を訂正することができる。

(後検量)

第66条 到達順位が第1位から第6位までと判定された馬に騎乗した騎手及び裁
決委員が特に指定した騎手は、当該競走の終了後直ちに騎乗したまま検量所に行き、
検量委員の指示に従って下馬し、後検量を受けなければならない。ただし、馬の疾
病その他やむを得ない理由により騎乗したまま検量所に行くことができないとき
は、馬場管理委員の許可を受け、下馬して検量所に行って後検量を受けることがで
きる。

2 第47条第2項の規定は、後検量について準用する。

3 後検量は、騎手が死亡したときその他やむを得ない理由により騎手が後検量を受
けることができないと裁決委員が認めたときは、行わない。

4 第1項の規定により後検量を受けるべき騎手は、検量委員の指示があるまでその
騎乗していた馬を検量所の構内に置かなければならない。

(審議の公表)

第67条 裁決委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、第69条の3第3項
の規定による着順確定前に、当該競走に係る事象に関する審議を行う旨を公表する
ものとする。

(1) 次条の規定により委員長が競走を不成立とすると認めたとき。

(2) 到達順位が第5位までの馬(第5位までに到達した可能性があり、その到達
順位の判定を速やかに行うことが困難であると認められる馬として、裁決委員
が指定したものを含む。次号において同じ。)について、第69条各号の規定
による失格又は第69条の2第1項の規定による降着とすると認めたとき。

(3) 到達順位が第5位までの馬について、第70条第1項に規定する失格又は降
着の裁決の申立てがあったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、裁決委員が特に必要があると認めたとき。

2 裁決委員は、前項の規定により審議を行う旨の公表を行ったときは、当該審議の
終了後、直ちにその結果(次条の規定により委員長が競走を不成立とする場合を除
く。)について公表するものとする。この場合において、前項第2号から第4号ま
での規定に係る審議の結果については、第69条の3第4項の規定による着順の確
定の公表と併せて、これを公表する。

(競走の不成立)

第67条の2 委員長は、第69条の3第3項の規定による着順確定前に、災害、投
石等の妨害行為その他の事由により競走若しくは競走に係る開催執務委員の職務
の執行に重大な支障があり、又は競走が所定の走路と異なる走路で行われたと認め
た場合は、その競走を不成立とする。

2 委員長は、前項の規定によりその競走を不成立とした場合は、直ちにこれを発表
しなければならない。

第68条 削除

(失格)

第69条 裁決委員は、第69条の3第3項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬について次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、当該馬を失格としなければならない。

- (1) 馬につき第35条又は第45条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があったとき。
- (2) 馬の負担重量について不正があったとき。
- (3) 騎手が、正当な理由がなく馬の全能力を発揮させなかったとき。
- (4) 第61条第1項又は第4項から第6項までの規定に違反して他の馬の走行を妨害したと認められる行為（他の騎手又は他の馬の動作による危険を避けるためにやむを得ず第61条第1項、第4項又は第5項の規定に違反して他の馬の走行を妨害する行為を除く。以下「有責妨害」という。）のうち、極めて悪質かつ他の騎手又は他の馬に対する危険な行為であって、当該行為が競走に重大な支障を生じさせたとき。
- (5) 騎手が、第62条の規定に違反したとき。
- (6) 騎手が、第66条第1項の後検量を受けなかったとき。（後検量を受けなかったことが第66条第3項の規定に該当する者である場合を除く。）
- (7) 騎手につき前検量において検量された重量から後検量において検量された重量との差が1キログラムを超えるとき。
- (8) 真正な発走合図を受けてから2,000メートル以下の距離の競走にあつては3分間、2,000メートルを超える距離の競走にあつては5分間を経過した後に決勝線に到達したとき。
- (9) 競走に関し、馬が不正な協定の実行その他不正な目的に供されたとき。

(降着)

第69条の2 裁決委員は、次条第3項の規定による着順確定前に、決勝線に到達した馬（前条の規定により失格となった馬（以下「失格馬」という。）を除く。）が有責妨害を行ったと認め、かつ、当該有責妨害を行ったと認められた馬が被害馬（当該有責妨害を受けた一の馬であつて、決勝線に到達したもの（失格馬を除く。）をいう。以下同じ。）より前又は同時に決勝線に到達した場合において、当該有責妨害がなければ、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬より前に決勝線に到達したと認めたときは、その馬を降着とする。ただし、被害馬が当該有責妨害を行ったと認められた馬に対し有責妨害を行ったと認めた場合には、その馬を降着としないことができる。

2 前項の規定により降着となった馬（以下「降着馬」という。）は、その対象被害馬（降着の裁決の対象となった被害馬をいう。別表第3において同じ。）より後の着順とする。

(着順の確定)

第69条の3 競走(降着馬がある場合の競走を除く。)における各馬の着順は、失格馬を除き、第64条の規定により決勝審判委員が最初に決勝線に到達したと判定した馬を第1着とし、その他の馬については決勝審判委員がその馬より前に決勝線に到達したと判定した馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同時に決勝線に到達した馬は同着とする。

2 降着馬がある場合の競走における各馬の着順は、決勝線に到達しなかった馬及び失格馬を除き、別表第3に定めるところによりその馬より前の着順とされる馬(以下「上位馬」という。)のない馬を第1着とし、その他の馬については上位馬の頭数に1を加えたものとする。この場合において、同じ着順とされる馬は同着とする。

3 裁決委員は、競走終了後遅滞なく、前2項の規定による着順を確定し、その旨を宣言しなければならない。この場合において、失格馬又は降着馬があるときは、併せてその旨を宣言しなければならない。

4 裁決委員は、前項の規定により着順の確定の宣言をしたときは、直ちにその旨を公表するものとする。

5 省令第45条第3項において準用する同令第8条第1項ただし書の規定で定める各馬の着順は、第3項の規定により確定する着順とする。

6 省令第45条第3項において準用する同令第7条第1項から第5項までの勝馬は、第3項の規定による着順の確定宣言により確定する。

(失格又は降着の裁決の申立て)

第70条 競走に出走した馬の馬主、調教師(第105条第2項に規定する業務の委託を受けた調教師若しくは調教師補佐又は委員長の指名する調教師若しくは調教師補佐並びに同条第4項に規定する業務を代行する者を含む。)又は騎手は、その競走において当該馬に対し有責妨害を行ったとする馬を第69条第1項第4号の規定による失格又は第69条の2第1項の規定による降着とする裁決を求める旨の申立てを行うことができる。

2 前項の申立ては、当該競走の着順が確定する時まで、裁決委員に対し、文書を提出してしなければならない。

3 第1項の申立ては、代理人をもってすることができない。

4 裁決委員は、第1項の申立てがあったときは、速やかに裁決を行い、その内容を申立てをした者に通知しなければならない。

(理化学検査)

第71条 管理者は、競走に出走した馬のうち、到達順位が第1位及び第2位の馬並びに裁決委員が指定した馬について、禁止薬物及び規制薬物に関する理化学的方法による検査(以下「理化学検査」という。)を行わなければならない。

2 検査対象馬の調教師は、当該競走の着順の確定後直ちに検査対象馬を検体採取所に引き付け、検体の採取が終了する時まで検体採取所に係留しておかなければなら

ない。この場合において、獣医委員は、特に必要があると認めるときは、検体採取所以外の場所で検体の採取をすることができる。

- 3 前項の調教師は、検査対象馬について獣医委員又はその命を受けた者が行う理化学検査のための検体の採取を拒んではならない。
- 4 第2項の調教師は、検査対象馬に対しては、当該競走が終了した時から検体の採取が終了する時まで、薬品若しくは薬剤を使用し、又は給飼してはならない。ただし、獣医委員が、特に認めた場合は、この限りでない。
- 5 管理者は、採取した検体をA検体及びB検体に分割し、それぞれの容器に同一の管理番号を付するものとする。
- 6 第2項の調教師は、当該馬の検体の採取に立ち会い、かつ、A検体及びB検体の容器に付す管理番号を確認の上、獣医委員の指示に従って署名をしなければならない。
- 7 第2項の調教師は、同項及び前項の事務を獣医委員の許可を受けてその調教師に所属するきゅう務員に行わせることができる。

第72条 第45条第4項又は第45条の2第4項に規定する場合において、獣医委員が必要と認めるときには、同項の規定に基づき採取した検査材料について、理化学検査を行う。

- 2 前条第5項及び第6項の規定は、前項の理化学検査について準用する。この場合において、前条第5項中「採取した検体をA検体及びB検体」とあるのは「採取した検査材料をA材料及びB材料」と、同条第6項中の「第2項の調教師は、当該馬の検体の採取に立ち会い、かつ、A検体及びB検体の容器に付す管理番号を確認の上」とあるのは、「第45条第3項又は第45条の2第3項に規定する馬の調教師は、当該馬の検査材料の採取に立ち会い、かつ、A材料及びB材料の容器に付す管理番号を確認の上」と読み替えるものとする。

第72条の2 管理者は、前2条に規定する理化学検査を公益財団法人競走馬理化学研究所（以下「研究所」という。）に行わせるものとし、採取したA検体及びB検体の容器を封印のうえ、速やかに研究所に送付するものとする。

- 2 前項の理化学検査は、最初にA検体について行うものとし、当該理化学検査において禁止薬物又は規制薬物の存在が確認された場合には、研究所は遅滞なく管理者に当該A検体の管理番号及び存在が確認された禁止薬物名又は規制薬物名を報告しなければならない。
- 3 研究所は、A検体について禁止薬物又は規制薬物の存在が確認された場合には、管理者の指示に従い、速やかにB検体の検査（以下「再検査」という。）を行う。
- 4 再検査は理化学検査に関して学識経験を有する者の立会いの下で行うものとする。
- 5 前項に規定する立会人以外の者は、再検査に立会うことができない。
- 6 再検査において、第2項のA検体に対する理化学検査において存在を確認された

禁止薬物と同じ禁止薬物の存在が確認された場合には、当該禁止薬物について第45条第1項の規定の違反が、存在を確認された規制薬物と同じ規制薬物の存在が確認された場合には、当該規制薬物について第45条の2第1項の規定の違反が、それぞれあったものとする。

7 前2条に規定する理化学検査において、禁止薬物のうち別表1において特に指定するものについては、当該禁止薬物に係る閾値（禁止薬物の存否についての判定の際、理化学検査において一定の値を超えた場合に限り、当該禁止薬物の存在が確認されたものとする当該値をいう。）に基づいて存在を確認するものとする。

（勝馬確定後の失格及び着順の変更）

第72条の3 管理者は、第69条の3第3項の規定により着順が確定した馬について、当該競走が行われた日の翌日から起算して5年以内に、第69条第1項第1号、第3号又は第9号のいずれかに該当する事由があると認めた場合は、その馬を失格とする。

2 前項の規定による失格があった場合は、その競走の各馬の着順のうち管理者が着順を変更する必要があると認めた馬の着順を変更する。この場合において、着順を変更される馬の変更後の着順は、第69条の3第1項の例により決定するものとする。

（賞金等の返還等）

第73条 前条第1項の規定により失格となった馬があつた場合において、当該競走における当該馬に係る賞金、賞品、賞状、奨励金、手当その他これらに類する金品（以下「賞金等」という。）を既に受領している者は、管理者が指定する期日までに、当該賞金等を管理者に返還しなければならない。

2 前条第2項の規定により着順が変更された馬に係る当該競走における賞金等の取扱いについては、競馬番組で定める。

第6章 競馬の公正かつ円滑な実施の確保のための処分等

（関与の禁止又は停止）

第74条 次の各号のいずれかに該当する馬主（法人にあってはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）、組合にあってはその組合員。以下この条及び第77条、第78条において同じ。）、調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員（各号のいずれかに該当することとなった当時（第15号及び第16号に該当する場合にあっては、その有罪判決の中で示された罪となるべき事実があつた当時）においてこれらの身分を有していた者を含む。）は、競馬に関与することを禁止し、又は期間を定めて関与することを停止する。

（1） 第45条第1項又は第2項の規定に違反した者

（2） 第35条又は第45条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為に係る馬

を事情を知って出走させ、又は出走させようとした者

- (3) 不正な目的をもって出走させることができない馬を出走させ、又は出走させようとした者
- (4) 協会が交付した馬登録証を偽造し、若しくは変造した者又は協会が交付した馬登録証を不正に使用して馬の出走の申込みをし、若しくは馬を出走させた者
- (5) 競走に関し、不正な目的をもって馬主、騎手又はきゅう務員に対し、暴行し、脅迫し、又は財物その他の利益を与え、若しくは与えることを約束した者
- (6) 競走において不正な目的をもって馬の全能力を發揮させなかった騎手
- (7) 不正な目的をもって第48条第1項の規定に違反した騎手
- (8) 不正な目的を持って第106条の規定に違反した馬主
- (9) 不正な目的を持って第107条の規定に違反した者
- (10) 前2号の違反に係る馬を事情を知って預託を受けた調教師
- (11) 競走に関し、不正な協定の申込みをし、又は不正な協定をした者
- (12) 競走に関し、不正な目的をもって財物その他の利益を收受し、要求し、又は收受することを約束した者
- (13) 競走に関し、不正な目的をもって競走馬に危害を加え、若しくは危害を加えようとし、又は不正な処置をし、若しくは不正な処置をしようとした者
- (14) 競馬の開催を妨害し、又は開催執務委員その他競馬に関する事務に従事する者の職務の執行を妨害した者
- (15) 法、日本中央競馬会法（昭和29年法律第205号）、自転車競技法（昭和23年法律第209号）、小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）又はモーターボート競走法（昭和26年法律第242号）に規定する罪に当たる違法な行為を行い罰金以上の刑に処せられた者
- (16) 前号に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられた者であって競馬の公正を害するおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるもの
(報告の徴収)

第74条の2 管理者は、競馬の公正を確保するため必要があると認めるときは、調教師、騎手又はきゅう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることがある。

2 管理者は、競馬の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、馬主、調教師、騎手又はきゅう務員に対し、報告又は必要な書類の提出を求めることがある。

(出走停止)

第75条 次の各号のいずれかに該当する馬については、期間を定めてその出走を停止する。

- (1) 競走において他の馬に危険を及ぼすおそれがある馬
- (2) 調教が十分でなく、又は健康に支障がある馬

- (3) 馬主が出走投票の締切日時後に第36条第1項ただし書の方法によらないで出走投票を取り消した場合における当該出走投票に係る馬
- (4) 第35条又は第45条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為があった場合における当該行為に係る馬
- (5) 競走に関し、不正な協定の実行の用に供され、又は供されるおそれがある馬
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競走の公正を害する行為の実行の用に供され、又は供されるおそれがある馬

2 馬主が競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるときは、その者の所有する馬（共有馬を含む。）の出走を停止することができる。

第76条 第106条又は第107条の規定に違反した馬主の所有する馬（共有馬を含み、法人の役員にあってはその法人の所有する馬とし、組合の組合員にあってはその組合の組合財産である馬とする。第78条及び第80条において同じ。）については、期間を定めてその出走を停止する。

（戒告、調教若しくは騎乗の停止又は賞典停止）

第77条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その該当する行為をした馬主、調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員に対しては戒告し、又は期間を定めて調教若しくは騎乗を停止する。

- (1) 第19条の規定により求められた報告をせず、又は同条の規定による命令若しくは指示に従わなかったとき。
- (2) 第35条、第41条、第42条、第44条、第45条の2第1項若しくは第2項、第48条第1項、第49条第2項若しくは第3項、第50条、第57条から第59条まで、第61条第6項、第62条、第62条の2第2項、第63条、第66条第1項若しくは第4項、第71条第2項から第4項まで若しくは第6項、第73条第1項、第104条から第110条まで、第112条又は第114条の規定に違反したとき。
- (3) 第53条の2の規定に違反し、又は第56条各号のいずれかに該当する行為をしたとき。
- (4) 正当な理由がないのに第47条第1項、第49条第1項、第60条又は第61条第1項から第5項までの規定に違反したとき。
- (5) 第35条又は第45条第1項若しくは第2項の規定に違反する行為に係る馬を事情を知らないで出走させ、又は出走させようとしたとき。
- (6) 正当な理由がないのに第113条の規定による監視を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- (7) 業務上の注意義務を怠ったとき。
- (8) 競馬の健全な施行に著しい悪影響を及ぼすべき非行があったとき。
- (9) 省令第56条第1項に規定する中央競馬と地方競馬の交流による競走又は

外国の競馬の競走の公正かつ安全な実施を害する行為をしたとき（その行為について既に当該競走に係る制裁を行う機関により戒告又は過怠金に相当する処分を受けた場合を除く。）。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、競馬の公正を害し、若しくは害しようとし、又は競走に支障を生じさせる行為をしたとき。

(11) 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められるとき。

(12) 第74条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の報告を提出したとき。

2 前項の規定に該当する者に対しては、同項の処分に併せて、期間を定めて賞金等の全部又は一部の交付を停止する措置（以下「賞典停止」という。）をすることができる。

3 前2項の規定は、調教師が馬主の代理人として行った行為について、裁決委員が必要と認めた場合に限り、調教師に適用する。

（出走申込み等の拒否）

第78条 管理者は、馬主が法の違反で起訴されたときその他競馬の公正を害するおそれがあると認められる行為に係る刑事事件において起訴されたときは、当該起訴に係る裁判の判決が確定する日までの間、当該馬主が所有する馬の出走の申込み又は出走を拒否するものとする。

2 管理者は、前項に規定する場合のほか、馬主に著しく競馬の公正を害する行為があったと認めるときは、当該馬主の所有する馬の出走の申込み又は出走を拒否することができる。

第79条 管理者は、調教師又は騎手が法の違反で起訴されたときその他競馬の公正を害するおそれがあると認められる行為に係る刑事事件において起訴されたときは、当該起訴に係る裁判の判決が確定する日までの間、当該調教師が管理する馬の出走の申込み若しくは出走又は当該騎手の騎乗の申込み若しくは騎乗を拒否するものとする。

2 管理者は、前項に規定する場合のほか、調教師又は騎手に著しく競馬の公正を害する行為があったと認めるときは、当該調教師が管理する馬の出走の申込み若しくは出走又は当該騎手の騎乗の申込み若しくは騎乗を拒否することができる。

第80条 管理者は、第73条第1項の規定により賞金等を返還しなければならない馬主が、同項の管理者が指定する期日までに当該賞金等を返還しなかったときは、当該賞金等の返還がされる時までの間、当該馬主（共有馬の場合にあっては、当該共有馬を共有するすべての馬主）の所有する馬の出走の申込み又は出走を拒否するものとする。

(処分の権限)

第81条 第74条から第77条までの規定による処分（賞典停止を含む。以下同じ。）のうち、競馬の開催期間内において発生した競馬開催に係る事由に基づくものについては、30日以内の期間の馬の出走停止、10日以内の期間の調教若しくは騎乗の停止、戒告又は10日以内の期間の賞典停止は裁決委員が、その他の処分は委員長が行うものとする。

2 裁決委員は、競馬の開催期間内において発生した競馬開催に係る事由について競馬に関与することの禁止若しくは停止、30日を超える期間の馬の出走停止、10日を超える期間の調教若しくは騎乗の停止又は10日を超える期間の賞典停止を行う必要があると認めるときは、当該事件に関し、取調書類を作成し、意見を付して委員長に提出しなければならない。

3 委員長は、前項に規定する処分を行おうとするときは、開催執務委員の中から委員長があらかじめ指定した者が出席した開催執務委員の会議において、その過半数の同意を得なければならない。

4 前項の開催執務委員の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

5 議長は、開催執務委員の会議の議事について議事録を作成し、これを管理者に提出しなければならない。

6 開催執務委員の会議の議事録には、出席した開催執務委員が署名しなければならない。

7 管理者は、競馬開催期間外において発生した事由又は直接競馬開催にかかわらない事由に基づくものについて競馬関与の禁止若しくは停止、30日を超える馬の出走停止、10日を超える調教若しくは騎乗の停止又は10日を超える賞典停止を行う必要があると認めるときは、処分委員会を開催して、その処分を決定する。

8 処分委員会の組織及び運営について必要な事項は、管理者が別に定める。

(処分の通知)

第82条 第74条から第77条までの規定による処分を行ったときは、当該処分を行った者は、遅滞なく文書をもって本人に通知しなければならない。

第83条 削除

第7章 勝馬投票

(勝馬投票法)

第84条 勝馬投票法は、単勝式勝馬投票法、複勝式勝馬投票法、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法とする。

2 連勝単式勝馬投票法は、枠番号二連勝単式勝馬投票法及び馬番号二連勝単式勝馬投票法並びに馬番号三連勝単式勝馬投票法とする

3 連勝複式勝馬投票法は、枠番号二連勝複式勝馬投票法及び普通馬番号二連勝複式勝馬投票法、拡大馬番号連勝複式勝馬投票法並びに馬番号三連勝複式

勝馬投票法とする。

4 重勝式勝馬投票法は、三重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法とする。

第85条 枠番号二連勝単式勝馬投票法及び枠番号二連勝複式勝馬投票法においては、省令付録第3に定める枠番号の付け方のうち、別表第4の例により枠番号を付けるものとする。

(勝馬投票券)

第86条 条例第6条本文に規定する規則で定める枚数は、10枚の整数倍の枚数とする。

2 条例第6条ただし書に規定する規則で定める場合は、三重勝馬番号二連勝単式勝馬投票法による勝馬投票券を発売する場合とし、発売方法は管理者が別に定める。

3 勝馬投票券には、次に掲げる文字及び事項を記載する。

(1) 神奈川県川崎競馬組合の文字

(2) 法第22条において準用する法第7条に規定する勝馬投票法の種類（以下「勝馬投票法の種類」という。）を示す文字

(3) 川崎競馬場の文字

(4) 当該競馬の開催の年度及びその年度における当該競馬の開催の順位を示す文字

(5) 当該競走（重勝式勝馬投票法にあつては、その全ての競走。次号並びに第88条第2項及び第3項において同じ。）が当該競馬の何日目であるかを示す文字

(6) 当該競走の番号

(7) 当該競走（重勝式勝馬投票法にあつては、その全ての競走ごと）についての一種類以上の馬の番号（連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあつては組。以下同じ。）

(8) 前号のそれぞれの馬の番号に係る勝馬投票の金額及びその合計枚数と総券面金額

(9) 勝馬投票券番号

(勝馬投票券の発売場所及び発売方法)

第87条 勝馬投票券は、勝馬投票券発売所において発売する。

(勝馬投票券の控券)

第87条の2 勝馬投票券は、その競争（重勝式勝馬投票法にあつては、その全ての競走）に出走すべき馬が確定した後でなければ発売しない。

2 勝馬投票券の発売は、その競争（重勝式勝馬投票法にあつては、その最初の競走）の発走の時までに締め切る。

(勝馬投票券の枚数等の公表)

第87条の3 勝馬投票券の発売を締め切った後遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。ただし、重勝式勝馬投票法にあつては、競馬場内において入場者の

求めに応じて当該事項を開示するものとする。

- (1) 勝馬投票法の種類別並びに単勝式勝馬投票法及び複勝式勝馬投票法にあっては各馬別、連勝単式勝馬投票法、連勝複式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあっては各組別に区分した勝馬投票券の発売枚数
- (2) 重勝式勝馬投票法において法第22条において準用する法第9条第1項又は第3項の加算金がある場合にあっては、当該加算金の額

(勝馬投票券の控券の様式)

第88条 勝馬投票券には、その控券を設ける。

- 2 勝馬投票券の控券は、勝馬投票法の種類を示す文字、当該競走の番号、馬の番号、馬の番号ごとに勝馬投票券の金額、総券面金額及び勝馬投票券番号を記載したテープを、勝馬投票券発売機ごとに1日分を一連のテープとして保管するものとする。
- 3 前項のテープには、川崎競馬組合及び川崎競馬場の文字、当該競馬の開催の年度及びその年度における当該競馬の開催の順位を示す文字並びに当該競走が当該競馬の何日目のものであるかを示す文字を記載するものとする。
- 4 勝馬投票券の控券は、当該勝馬投票券の発売の日から60日間保管する。

(払戻金の額の決定及び発表)

第89条 投票委員は、勝馬が決定したときは、遅滞なく払戻金の額を決定し、これを発表しなければならない。

(払戻金に係る率)

第89条の2 法第22条において準用する法第8条第1項の規定による払戻金に係る率は、100分の70以上100分の80以下の範囲内で管理者が別に定める。

(払戻金等の交付方法)

第90条 払戻金の交付及び返還金の交付は、当該勝馬投票券と引換えに行うものとする。

- 2 第86条第3項の規定により記載された文字又は事項が不明である勝馬投票券及び甚だしく破損した勝馬投票券については、払戻金又は返還金の交付は、行わない。

(払戻金等の交付場所)

第91条 競馬の開催日における払戻金又は返還金の交付は、勝馬投票券を発売する勝馬投票券発売所に併設する払戻金交付所又は管理者が定める払戻金交付所において行うものとする。

- 2 競馬の開催日以外の日における払戻金又は返還金の交付は、管理者が定める払戻金交付所において行うものとする。

(電話機、電子計算機その他の機器による勝馬投票)

第91条の2 第86条第3項、第87条、第88条、第90条及び前条の規定にかかわらず、電話機、電子計算機その他の機器による勝馬投票の場合における勝馬投票券購入の方法等については、神奈川県川崎競馬組合地方競馬における電話投票に

関する規則（平成12年神奈川県川崎競馬組合規則第7号）に定めるところによる。
（勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場外設置）

第92条 管理者は、必要があると認めるときは、勝馬投票券発売所及び払戻金交付所を競馬場外に設けることができる。

2 前項の規定により競馬場外に設ける勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所は、管理者が別に定める。

3 前項で定める勝馬投票券発売所で発売する第86条第3項第1号の文字は神奈川県とすることができる。

（勝馬投票券に関する事故の処理）

第93条 投票委員は、勝馬投票券の発売又は払戻金若しくは返還金の交付に関し事故が生じたときは、速やかに委員長に報告し、その承認を受けて必要な措置を講じ、かつ、その結果を総務委員に通知しなければならない。

（勝馬投票の事務処理）

第94条 投票委員は、1競走ごとに、勝馬投票券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関し、計算書を作成しなければならない。

2 投票委員は、競馬の各開催日ごとに、勝馬投票券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関し、集計書及び事故調書を作成しなければならない。

3 投票委員は、競馬の開催ごとに、その終了後遅滞なく勝馬投票券受払調書及び未払勝馬投票券調書を作成しなければならない。

4 投票委員は、前3項に規定する書類を作成したときは、直ちにこれを委員長に提出し、その承認を受けなければならない。

5 投票委員は、第1項に規定する書類を作成したときは、直ちにこれを裁決委員に送付しなければならない。

第8章 入場料、入場者の整理並びに競馬場内及び場外設備内の秩序の維持
（入場料）

第95条 条例第4条に規定する入場料の額は、1人につき100円とする。ただし、競馬場内の施設等を利用する場合にあっては、別に定める額を加算した額を徴収する。

（入場券）

第96条 入場予定者から事前に入場料を徴収したときは、入場券を交付するものとする。

2 入場券には、その控券を設ける。

3 入場券及びその控券には、神奈川県川崎競馬組合または川崎競馬場の文字、発行の年月日または有効年月日を表示する文字、入場料の額並びに通し番号を記載するものとする。

4 前項に規定する文字及び事項が不明である入場券及び原形を認識することがで

きない入場券は、これを無効とする。

(入場料を徴収しない入場者)

第97条 条例第4条に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 省令第31条第1項第1号から第8号までに掲げる者
- (2) 皇族
- (3) 外交官
- (4) 競馬に関し学識経験を有する者であつて管理者が指定するもの
- (5) 競馬に関し功労があつた者であつて管理者が指定するもの
- (6) 競馬に係る報道関係者であつて管理者が指定するもの
- (7) 協会が行う登録を受けている馬を生産した者であつて管理者が指定するもの
- (8) 競馬に関する団体の役員又は職員であつて管理者が指定するもの
- (9) 競馬の開催に係る施設を提供する者であつて管理者が指定するもの
- (10) 競馬の事務に従事する者
- (11) 管理者の許可を受けて競馬場内で営業を行う者及びその従業員
- (12) 15歳未満の者
- (13) 警察職員、消防職員、鉄道職員その他の者であつて管理者が競馬の開催に関し必要と認めるもの

(記章又は通行証の着用等)

第98条 次に掲げる者は、競馬の開催期間中競馬場内及び場外設備内においては管理者が交付する記章又は通行証を着用し、又は携帯していなければならない。

- (1) 省令第31条第1項第4号、第5号、第7号及び第8号に掲げる者
- (2) 前条第4号から第11号までに掲げる者

(入場拒否)

第99条 整理委員は、次のいずれかに該当する者(条例第4条ただし書に規定する場合にあつては第1号を除く。)に対し、競馬場への入場を拒否する。

- (1) 入場券を所持していない者(第97条各号に掲げる者を除く。)
- (2) 前条各号に掲げるものであつて、管理者が交付する記章又は通行証を着用していない者

2 整理委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、競馬場(場外設備を含む。本項、次条第2項及び次条の2において同じ。)への入場を拒否するものとする。

- (1) 地方競馬若しくは中央競馬に関与することを禁止され、又は停止されている者
- (2) 他の入場者の勝馬投票券の購入を妨害し、若しくは強制し、又はこれに故なく干渉した者
- (3) 法第30条第3号、自転車競技法第56条第2項、小型自動車競走法第61

条第2項若しくはモーターボート競走法第65条第2項に規定する競馬投票類似の行為、勝者投票類似の行為、勝車投票類似の行為若しくは勝舟投票類似の行為（以下「勝馬投票類似行為等」という。）をさせて利益を図った者又は勝馬投票類似行為等をした者

(4) 勝馬投票類似行為等の相手方となった者

(5) 法第31条第1号、自転車競技法第57条第2項、小型自動車競走法第62条第2項若しくはモーターボート競走法第66条第2項に規定する、業として勝馬投票券、勝者投票券、勝車投票券若しくは勝舟投票券（以下「勝馬投票券等」という。）の購入の委託を受け、又は財産上の利益を図る目的をもって不特定多数の者から勝馬投票券等の購入の委託を受けた者

(6) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号）第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

(7) 前各号に掲げる者のほか、第2号から第5号までに規定する行為若しくはその行為に類似する行為を行うおそれのある者その他競馬の公正を害し、又は競馬場内の秩序を乱すおそれがある者

(8) 他の入場者の迷惑となるような服装をし、又は言動をしている者

3 整理委員は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、競馬場への入場を拒否することができる。

(1) 競馬に対する社会的な信頼を損なうものと認められる行為を行ったことにより、競馬の円滑な実施に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる行為をした者

(2) 第74条の2の規定による報告又は書類の提出を求められて、報告せず、若しくは書類の提出をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の報告を提出した者

(退場命令)

第100条 整理委員は、前条第1項各号のいずれかに該当する入場者に対し、競馬場からの退場を命ずることができる。

2 整理委員は、次の各号のいずれかに該当する入場者に対し、競馬場からの退場を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号又は第3項に掲げる者

(2) 違法な行為をし、又はしようとした者

(3) 競馬の実施を妨げる行為をし、又はしようとした者

(4) 競馬場内の秩序を乱した者

(5) 管理者の許可を受けずに営業を行った者

(入場制限)

第100条の2 整理委員は、競馬場への入場の制限を申請した者又は競馬場への入場の制限の対象となる者の家族その他の管理者が定める者からの申請に基づき、管理者が競馬場への入場を制限すること（以下同条において「入場制限」という。）を相当と認める者について、入場制限を行う。

(装あん所等への立入禁止)

第101条 競馬の開催期間内においては、装あん所、下見所、馬場、審判所、検量所、検体採取所、騎手合宿所、待機馬房、勝馬投票券発売所、払戻金交付所その他委員長が指定した場所には、それぞれの場所において競馬の事務に従事する者又は委員長の許可を受けた者でなければ立ち入ることができない。

第9章 競馬関係者の責務等

(競馬関係者の責務)

第102条 馬主、調教師、調教師補佐、騎手及びきゅう務員は、競馬の公正かつ円滑な実施を確保するよう努めなければならない。

(馬主の代理人)

第103条 馬主は、その所有する馬（その者が組合である場合には、組合財産である馬）について預託契約を締結した調教師以外の者を競馬に関する事項につき代理人とすることができない。

2 馬主は、競馬に関する事項につき代理人を定めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を管理者に提出しなければならない。

(1) 代理権の範囲及びこれを与える期間

(2) 代理人の氏名及びその者が代理権を行使する際に使用する印鑑の印影

3 前項の場合において、馬主が共有馬について調教師を代理人としたときは、共有代表馬主が同項各号に掲げる事項を記載した書面を管理者に提出しなければならない。

(調教師の調教師補佐等に対する指導監督の義務)

第104条 調教師は、その調教師に所属する調教師補佐、騎手及びきゅう務員が競馬の公正を害し、及び競馬の円滑な実施に支障を及ぼすことがないように、必要な指導監督を行わなければならない。

(調教師の臨場の義務等)

第105条 調教師は、その管理する馬が競走に出走するときは、競馬場においてその業務を行わなければならない。ただし、疾病その他やむを得ない理由により競馬場においてその業務を行うことができない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合にあっては、裁決委員の許可を受けて当該調教師がその業務を委託した調教師若しくは調教師補佐又は委員長の指名する調教師若しくは調教師補佐が、その業務を行わなければならない。

3 前項の許可を受けようとする調教師は、次に掲げる事項を記載した申請書を裁決委員に提出しなければならない。

- (1) 馬名
- (2) 競馬場において業務を行うことができない理由
- (3) その委託を受けた調教師又は調教師補佐の署名

4 指定交流競走において、第1項ただし書の場合にあつては第2項の規定にかかわらず、競馬会が行う免許を受けた調教師（以下「中央競馬の調教師」という。）は、裁決委員の許可を受けて、当該中央競馬の調教師がその業務を委託した中央競馬の調教師、又は、地方競馬の調教師、若しくは、当該中央競馬の調教師が競馬会の承認を受けて置いている馬の調教の補助をする者（以下「調教助手」という。）であつて、第29条第4項第3号ただし書に規定する調教助手承認証に係る者のうち競馬会が臨場業務を代行できると指定した調教助手にその業務を代行させることができる。

5 前項の許可を受けようとする中央競馬の調教師は、次に掲げる事項を記載した申請書を裁決委員に提出しなければならない。

- (1) 馬名
- (2) 競馬場において業務を行うことができない理由
- (3) その委託を受けた調教師又は代行させる調教助手の署名

(名義貸し等の禁止)

第106条 馬主は、自己の所有でない馬（その者が組合である場合には、組合財産でない馬）を自己の名義で出走の申込みをし、又は出走させてはならない。

(他人名義による出走申込み等の禁止)

第107条 何人も、自己の所有している馬（その者が組合である場合には、組合財産である馬）を他人の名義で出走の申込みをし、又は出走させてはならない。

(名義貸し等に係る馬の預託の禁止等)

第108条 調教師は、前2条の規定に違反する事実がある馬の預託を受けてはならない。

(名義貸し等の事実の報告)

第109条 調教師は、その管理する馬について第106条又は第107条の規定に違反する事実があることを知ったときは、速やかにその旨を管理者（競馬の開催期間内においては、裁決委員。第114条において同じ。）に報告しなければならない。

(馬の預託契約)

第110条 調教師以外の者は、馬主から馬の預託を受けることができない。

2 調教師は、馬の所有者（その者が組合である場合には、当該馬を組合財産としている組合）と預託契約を締結したとき、預託契約を変更したとき又は預託契約を解除したときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

第111条 削除

(馬の飼養又は調教の補助の制限)

第112条 調教師は、きゅう務員及び管理者が特に認めた者以外の者に預託契約に係る馬の飼養又は調教を補助する業務を行わせてはならない。

(きゅう舎の監視)

第113条 委員長は、競馬の開催期間内において、競馬の公正な実施を確保するため必要があると認めるときは、関係する開催執務委員に調教師のきゅう舎（競馬会又は他の都道府県、指定市町村及び一部事務組合の長が管理するもの及び認定したものを含む。）に立ち入り、馬の飼養又は調教の状況を監視させることができる。

2 何人も、前項の規定による監視のため開催執務委員がきゅう舎内に立ち入る場合には、これを拒んではならない。

(不正行為等の報告)

第114条 調教師、調教師補佐、騎手又はきゅう務員は、次の各号のいずれかに該当する事実があるときは、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

(1) 競走に関し、不正な協定の申込みがあったとき。

(2) 競走に関し、不正な目的をもって、暴行若しくは脅迫を受け、又は財物その他利益の提供の申込みがあったとき。

(3) 競走に関し、不正な目的をもって競走馬に危害が加えられようとし、又は不正な処置がされ、若しくはされようとしたとき。

(4) その他競馬の公正を害し、又は信用を失墜する行為があったことを知ったとき。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前にした行為に対する処分については、この規則中に、神奈川県地方競馬実施規則（昭和52年神奈川県規則第33号）又は川崎市地方競馬実施規則（昭和52年川崎市規則第43号）の処分に関する規定に相当する規定があるときは、この規則による。

3 この規則の施行前に神奈川県地方競馬実施規則又は川崎市地方競馬実施規則の規定に基づき行われた処分、手続き、その他の行為は、この規則中これに相当する規定があるときは、これらの規定に基づき、行われたものとみなす。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成13年10月4日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年9月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年12月13日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年12月3日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、別表1の改正規定中アドラフィニル、アミノフィリン、アミノレックス、アルプレノキシム、アンフェタミニル、イブテロール、エチルアンフェタミン、エチルモルヒネ、カルバマゼピン、キンボロン、グアイフェネシン、クロベンゾレックス、コデイン、コリンテオフィリン、シクラゾドン、ジメチルアンフェタミン、セレギリン、デキストロアンフェタミン、テストステロン、デプレニル、トラマドール、バンブテロール、ファンプロファゾン、フェネチリン、フェンカミン、フェンプロポレッ

クス、フルフェノレックス、プレニラミン、ベタキソロール、ヘロイン、ベンズフェタミン、ボルジオン、メソカルブ、メトカルバモール、メフェノレックス、モダフィニル及びリスデクスアンフェタミンを加える改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年2月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年12月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月30日の翌日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、別表第1の改正規定及び別表第2の改正規定のうち、アジマリン、アセタゾラミド、アゼラスチン、アテノロール、アトルバスタチン、アフロクアロン、アミオダロン、アミノカプロン酸、アミロライド、アルチカイン、アルチジド、アレンドロン酸、イソフルプレドン、イソプロパミド、イバンドロン酸、イプリフラボン、インカドロン酸、インダパミド、エタクリン酸、エタミフィリン、エタンシラート、エチドロン酸、エバスチン、エルカトニン、エルゴメトリン、オキシフェノニウム、オキシブプロカイン、オキシメタゾリン、オルパドロン酸、オルフェナドリン、オロパタジン、カプサイシン、カリソプロドール、カルバゾクロム、カンレノ酸、カンレノン、キシパミド、キシロメタゾリン、キニジン、グリコピロニウム、クリジニウム、クレマスチン、クロドロン酸、クロニキシン、クロフィリウム、クロモグリク酸、クロルタリドン、クロルフェナミン（別名クロルフェニラミン）、クロロチアジド、コバルト、シクレソニド、シクロチアジド、ジクロフェナミド、シクロベンザプリン、ジゴキシゲニン、ジヒドロカプサイシン、ジフェンヒドラミン、ジフルニサル、ジプレノルフィン、スキサメトニ

ウム、スキシブゾン、スパルテイン、スピロラクトン、スマトリプタン、セチリジン、ソタロール、ゾレドロン酸、ダントロレン、チエモニウム、チオトロピウム、チモロール、チルドロン酸、デキストロメトルファン、トラセミド、トラネキサム酸、トリアムテレン、トリクロルメチアジド、トリペレンナミン、トルバプタン、トルメチン、トロピカミド、ドンペリドン、ナルトレキソン、ナルブフィン、ニフルム酸、ニメスリド、ネオスチグミン、ネホパム、ネリドロン酸、ノニバミド、パミドロン酸、バレタメート、ヒ素、ヒドロクロロチアジド、ヒドロフルメチアジド、ピペンゾラート、ピメチキセン、フィゾスチグミン、フェニラミン、フェニレフリン、フェノプロフェン、フェンスピリド、ブチルスコポラミン、ブデソニド、ブトルファノール、ブピバカイン、ブメタニド、プラモカイン、プリジノール、プリフィニウム、プリロカイン（別名プロピトカイン）、ブリンゾラミド、フルオシノロンアセトニド、フルチカゾン、フルマゼニル、フルメタゾン、フレカイニド、プレドニゾン、プロカインアミド、プロパンテリン、プロベネシド、プロポキシカイン、プロメタジン、ベクロメタゾン、ベタネコール、ベラパミル、ベンジダミン、ベンズチアジド、ベンゾカイン（別名アミノ安息香酸エチル）、ベンゾナテート、ベンドロフルメチアジド、ベンフルオレックス、ミノドロン酸、メタゾラミド、メチクロチアジド、N-メチルスコポラミン、メトクロプラミド、メトトレキサート、メトラゾン、メピバカイン、メピラミン、メベベリン、メペンゾラート、モメタゾン、リキシバプタン、リセドロン酸、レルコバプタン、ロラタジンについては、令和6年4月1日から施行する。

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間における別表第2の規定の適用については、同別表中「サリチル酸」とあるのは、「サリチル酸ナトリウム」とする。

附 則

この規則は、令和5年5月12日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第45条、第72条の2関係）

- 1 アカデシン
- 2 アザペロン
- 3 アセチルフェンタニル
- 4 アセトフェナジン
- 5 アセフィリン
- 6 アセブトロール
- 7 アセプロマジン
- 8 アチパメゾール
- 9 アドラフィニル
- 10 アナストロゾール
- 11 アマンタジン
- 12 アミトリプチリン
- 13 アミノグルテチミド
- 14 アミノフィリン
- 15 アミノレックス
- 16 アミフェナゾール
- 17 アモキサピン
- 18 アモバルビタール
- 19 アルトレノジスト
- 20 アルフェンタニル
- 21 アルプラゾラム
- 22 アルプレノキシム
- 23 アルプレノロール
- 24 アロバルビタール
- 25 アンダリン
- 26 アンドロスタ-1、4、6-トリエン-3、17-ジオン
- 27 アンドロスタ-4-エン-3、6、17-トリオン
- 28 アンドロスタノロン
- 29 アンドロステンジオン
- 30 アンフェタミニル
- 31 アンフェタミン
- 32 アンフェプラモン
- 33 イソクスプリン
- 34 イソメテプテン
- 35 イパモレリン
- 36 イブテロール
- 37 イミプラミン
- 38 イルベサルタン
- 39 エキサモレリン

- 40 エキセメスタン
- 41 エスタゾラム
- 42 エタノール
- 43 エタフェドリン
- 44 エチステロン
- 45 エチゾラム
- 46 エチルアンフェタミン
- 47 エチルエストレノール (別名エチルナンドロール)
- 48 エチルモルヒネ
- 49 エチレフリン
- 50 エドロホニウム
- 51 エナラプリル
- 52 エノボサルム
- 53 エフェドリン
- 54 エプレレノン
- 55 エリスロポエチン
- 56 エンブトラミド
- 57 オキサゼパム
- 58 オキサゾラム
- 59 オキサンドロロン
- 60 オキシコドン
- 61 オキシメトロン
- 62 オキシロフリン
- 63 オクスプレノロール
- 64 オプロマジン (別名クロルプロマジンスルホキシド)
- 65 オルシプレナリン
- 66 カチン
- 67 ガバペンチン
- 68 カフェイン
- 69 カラゾロール
- 70 カルバマゼピン
- 71 カンデサルタン
- 72 カンナビジオール
- 73 カンフェナール (別名 10-オキソカンファー)
- 74 カンフル
- 75 キシラジン
- 76 キナプリル
- 77* キンボロン
- 78 グアナベンズ
- 79 グアンファシン

- 80 クエチアピン
- 81 クレンシクロヘキセロール
- 82 クレンブテロール
- 83 クレンプロペロール
- 84 クロザピン
- 85 クロステボール
- 86 クロチアゼパム
- 87 クロテタミド
- 88 クロナゼパム
- 89 クロニジン
- 90 クロバザム
- 91 クロプロパミド
- 92 クロベンゾレックス
- 93 クロミプラミン
- 94 クロラゼプ酸
- 95 クロルジアゼポキシド
- 96 クロルプロチキセン
- 97 クロルプロマジン
- 98 8-クロロテオフィリン
- 99 ゲストリノン
- 100 ケタゾラム
- 101 ケタミン
- 102 コカイン
- 103 コデイン
- 104 コリンテオフィリン
- 105 サルブタモール
- 106 サルメテロール
- 107 ジアゼパム
- 108 ジアゾキシド
- 109 シアメマジン
- 110 ジアモルヒネ (別名ヘロイン)
- 111 ジイソプロピルアミン
- 112 シクラゾドン
- 113 シクロバルビタール
- 114 ジゴキシシン
- 115 シタロプラム
- 116 シネフリン
- 117 ジピリダモール
- 118 シブトラミン
- 119 シマテロール

- 120 ジメタンフェタミン (別名ジメチルアンフェタミン)
- 121 ジメフリン
- 122 ジモルホラミン
- 123 ジルチアゼム
- 124 シルデナフィル
- 125 ジルパテロール
- 126 ズクロペンチキソール
- 127 スタノゾロール
- 128 ストリキニーネ
- 129 スフェンタニル
- 130 スルピリド
- 131 成長ホルモン
- 132 セクブタバルビタール
- 133 セコバルビタール
- 134 ゼラノール
- 135 セレギリン
- 136 ゴラゼパム
- 137 ゴルピデム
- 138 タダラフィル
- 139 タナゾール
- 140 タモキシフェン
- 141 ダルベポエチンアルファ
- 142 チアミラール
- 143 チオチキセン
- 144 チオペンタール
- 145 チオリダジン
- 146 チボロン
- 147 チレタミン
- 148 ツアミノヘプタン
- 149 ツロブテロール
- 150 テオフィリン
- 151 テオブロミン
- 152 デキサンフェタミン (別名デキストロアンフェタミン)
- 153 デキストロプロポキシフェン
- 154 デクスメデトミジン
- 155 テサモレリン
- 156 テストステロン
- 157 テストラクトン
- 158 デスロレリン
- 159 デトミジン

- 160 テトラヒドロゲストリノン
- 161 テバイン
- 162 テマゼパム
- 163 デモキセパム
- 164 テルブタリン
- 165 デルマジノン
- 166 テルミサルタン
- 167 デルモルフィン
- 168 ドキサプラム
- 169 トフィソパム
- 170 ドブタミン
- 171 トラマドール
- 172 トランスパイオキソカンファー
- 173 トリアゾラム
- 174 トリプトレリン
- 175 トリフルオペラジン
- 176 1- (4-トリフルオロメチルフェニル) ピペラジン
- 177 トリメタジジン
- 178 トレミフェン
- 179 トレンボロン
- 180 ドロスタノロン
- 181 ドロナビノール (別名 Δ 9-テトラヒドロカンナビノール)
- 182 ドロペリドール
- 183 ナドロール
- 184 ナロキソン
- 185 ナロルフィン
- 186*ナンドロロン
- 187 ニケタミド
- 188 ニコチン
- 189 ニトラゼパム
- 190 ニトレンジピン
- 191 ニルタミド
- 192 ノミフェンシン
- 193 ノルアンドロステンジオン
- 194 ノルエタンドロロン
- 195 ノルクロステボール
- 196 ノルダゼパム
- 197 ノルトリプチリン
- 198 パパベリン
- 199 バメタン

- 200 ハラゼパム
- 201 バルサルタン
- 202 バルデナフィル
- 203 バルビタール
- 204 バレレン酸
- 205 パロキセチン
- 206 ハロペリドール
- 207 バンブテロール
- 208 ピクロトキシシン
- 209 ピゾチフェン
- 210 ヒドロキシアンフェタミン
- 211 ヒドロキシジン
- 212 ヒドロキシプロゲステロンカプロアート
- 213 ヒドモルフォン
- 214 ピナゼパム
- 215 ピプラドロール
- 216 ピポチアジン
- 217 ピリドスチグミン
- 218 ピルブテロール
- 219 ビロキサジン
- 220 ファンプロファゾン
- 221 フェニトイン
- 222 フェニルプロパノールアミン
- 223 フェネチリン
- 224 フェノテロール
- 225 フェノバルビタール
- 226 フェンカミン
- 227 フェンシクリジン
- 228 フェンジメトラジン
- 229 フェンタニル
- 230 フェンテルミン
- 231 フェンブトラザート
- 232 フェンフルラミン
- 233 フェンプロポレックス
- 234 フェンプロメタミン
- 235 ブスピロン
- 236 ブセレリン
- 237 プソイドエフェドリン
- 238 ブプレノルフィン
- 239 ブプロピオン

- 240 ブフロメジル
- 241 フラザボール
- 242 プラゼパム
- 243 プラルモレリン
- 244 プリミドン
- 245 フルオキシメステロン
- 246 フルオキセチン
- 247 ブルシン
- 248 フルスピリレン
- 249 フルタミド
- 250 フルナリジン
- 251 フルニトラゼパム
- 252 フルフェナジン
- 253 フルフェノレックス
- 254 フルベストラント
- 255 フルペンチキゾール
- 256 フルボキサミン
- 257 フルラゼパム
- 258 プレニラミン
- 259 プロカテロール
- 260 プロクロルペラジン
- 261 プロシクリジン
- 262 ブロチゾラム
- 263 プロチペンジル
- 264 プロピオニルプロマジン
- 265 プロプラノロール
- 266 プロペントフィリン
- 267 プロマジン
- 268 ブロマゼパム
- 269 ブロムブテロール
- 270 ヘキソバルビタール
- 271 ベタキソロール
- 272 ペチジン
- 273 ベナゼプリル
- 274 ヘプタミノール
- 275 ペモリン
- 276 ペリシアジン (別名プロペリシアジン)
- 277 ペルゴリド
- 278 ペルフェナジン
- 279 ベンジルピペラジン

- 280 ベンズフェタミン
- 281 ペンタゾシン
- 282 ペンテトラゾール
- 283 ペントキシフィリン
- 284 ペントキシベリン
- 285 ペントバルビタール
- 286 ベンラファキシシン
- 287 ホサゼパム
- 288* ボルジオン
- 289* ボルデノン
- 290 ホルメスタン
- 291 ホルモテロール
- 292 マブテロール
- 293 ミダゾラム
- 294 ミドドリン
- 295 ミボレロン
- 296 ミルタザピン
- 297 メサドン
- 298 メスタノロン
- 299 メステロロン
- 300 メソカルブ
- 301 メタステロン
- 302 メダゼパム
- 303 メタルビタール
- 304 メタンジエノン
- 305 メタンドリオール
- 306 メタンフェタミン
- 307 メチルエフェドリン
- 308 メチルテストステロン
- 309 メチルノルテストステロン
- 310 メチルフェニデート
- 311 メチルフェノバルビタール (別名メホバルビタール)
- 312 3、4-メチレンジオキシアンフェタミン (別名MDA)
- 313 3、4-メチレンジオキシエチルアンフェタミン (別名MDEA)
- 314 3、4-メチレンジオキシメタンフェタミン (別名MDMA)
- 315 メデトミジン
- 316 メテノロン
- 317* 3-メトキシチラミン
- 318 メトキシフェナミン
- 319 メトプロロール

- 320 メトリボロン
- 321 メフェノレックス
- 322 メフェンテルミン
- 323 メプタジノール
- 324 メプロバメート
- 325 メルドニウム
- 326 モダフィニル
- 327 モルヒネ
- 328 ヨヒンビン
- 329 ラクトパミン
- 330 ラベタロール
- 331 ラモトリギン
- 332 リスデキサンプエタミン
- 333 リスペリドン
- 334 リュープロレリン
- 335 レセルピン
- 336 レトロゾール
- 337 レプロテロール
- 338 レボメプロマジン
- 339 レボルファノール
- 340 ロキサデュスタット
- 341 ロキサピン
- 342 ロサルタン
- 343 ロベリン
- 344 ロミフィジン
- 345 ロラゼパム
- 346 ロルメタゼパム
- 347 AOD-9604
- 348 GHRP-1
- 349 GHRP-6
- 350 GW1516
- 351 TB-500
- 352 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物
(遊離する物を含む。)

(備考) (略)

備考 禁止薬物名に「*」が付されたものは、第72条の2第7項に規定する禁止薬物を示す。

別表第2（第45条の2関係、第72条の2関係）

- 1 アジマリン
- 2 アスピリン
- 3 アセタゾラミド
- 4 アセメタシン
- 5 アゼラスチン
- 6 アテノロール
- 7 アトルバスタチン
- 8 アトロピン
- 9 アフロクアロン
- 10 アミオダロン
- 11 アミノカプロン酸
- 12 アミノフェナゾン（別名アミノピリン）
- 13 アミロライド
- 14 アルチカイン
- 15 アルチジド
- 16 アレンドロン酸
- 17 アンピロキシカム
- 18 アンフェナク
- 19 イソフルプレドン
- 20 イソプロパミド
- 21 イバンドロン酸
- 22 イブプロフェン
- 23 イプラトロピウム
- 24 イプリフラボン
- 25 インカドロン酸
- 26 インダパミド
- 27 インドメタシン
- 28 エタクリン酸
- 29 エタミフィリン
- 30 エタンシラート
- 31 エチドロン酸
- 32 エテンザミド
- 33 エトドラク
- 34 エトフィリン
- 35 エトリコキシブ
- 36 エバスチン

- 37 エピリゾール
- 38 エモルファゾン
- 39 エルカトニン
- 40 エルゴメトリン
- 41 エルテナク
- 42 オキサプロジン
- 43 オキシフェノニウム
- 44 オキシブプロカイン
- 45 オキシメタゾリン
- 46 オルパドロン酸
- 47 オルフェナドリン
- 48 オロパタジン
- 49 カプサイシン
- 50 カリソプロドール
- 51 カルバゾクロム
- 52 カルプロフェン
- 53 カンレノ酸
- 54 カンレノン
- 55 キシパミド
- 56 キシロメタゾリン
- 57 キニジン
- 58 グアイフェネシン
- 59 グリコピロニウム
- 60 クリジニウム
- 61 クレマスチン
- 62 クロドロン酸
- 63 クロニキシシン
- 64 クロフィリウム
- 65 クロモグリク酸
- 66 クロルタリドン
- 67 クロルフェナミン (別名クロルフェニラミン)
- 68 クロロチアジド
- 69 ケトプロフェン
- 70 ケトロラク
- 71 ケブゾン (別名ケトフェニルブタゾン)
- 72 コバルト
- 73 コルチゾン

- 74 サリチルアミド
- 75 サリチル酸
- 76 サリチル酸メチル
- 77 ザルトプロフェン
- 78 シクレソニド
- 79 シクロチアジド
- 80 ジクロフェナク
- 81 ジクロフェナミド
- 82 シクロベンザプリン
- 83 ジゴキシゲニン
- 84 ジヒドロカプサイシン
- 85 ジフェンヒドラミン
- 86 ジフルニサル
- 87 ジプレノルフィン
- 88 ジプロフィリン
- 89 シプロヘプタジン
- 90 ジメトチアジン
- 91 シンコカイン (別名ジブカイン)
- 92 スキサメトニウム
- 93 スキシブゾン
- 94 スコポラミン
- 95 スパルテイン
- 96 スピロノラクトン
- 97 スマトリプタン
- 98 スリンダク
- 99 セチリジン
- 100 セレコキシブ
- 101 ソタロール
- 102 ゴレドロン酸
- 103 ダントロレン
- 104 チアプロフェン酸
- 105 チアラミド
- 106 チエモニウム
- 107 チオトロピウム
- 108 チモロール
- 109 チルドロン酸
- 110 デキサメタゾン

- 111 デキストロメトルファン
- 112 テトラカイン
- 113 テノキシカム
- 114 テポキサリン
- 115 デラコキシブ
- 116 トラセミド
- 117 トラネキサム酸
- 118 トリアムシノロン
- 119 トリアムシノロンアセトニド
- 120 トリアムテレン
- 121 トリクロルメチアジド
- 122 トリペレンナミン
- 123 トルバプタン
- 124 トルフェナム酸
- 125 トルメチン
- 126 トロピカミド
- 127 ドンペリドン
- 128 ナブメトン
- 129 ナプロキセン
- 130 ナルトレキソン
- 131 ナルブフィン
- 132 ニフルム酸
- 133 ニメスリド
- 134 ネオスチグミン
- 135 ネホパム
- 136 ネリドロン酸
- 137 ノスカピン
- 138 ノニバミド
- 139 パミドロン酸
- 140 パラセタモール (別名アセトアミノフェン)
- 141 バルデコキシブ
- 142 バレタメート
- 143 ヒ素
- 144 ヒドロクロロチアジド
- 145 ヒドロコルチゾン
- 146 ヒドロフルメチアジド
- 147 ピペンゾラート

- 148 ピメチキセン
- 149 ピロキシカム
- 150 フィゾスチグミン
- 151 フィロコキシブ
- 152 フェナセチン
- 153 フェナゾン (別名アンチピリン)
- 154 フェニラミン
- 155 フェニルブタゾン
- 156 フェニレフリン
- 157 フェノプロフェン
- 158 フェルビナク
- 159 フェンスピリド
- 160 ブコローム
- 161 ブチルスコポラミン
- 162 ブデソニド
- 163 ブトルファノール
- 164 ブピバカイン
- 165 ブメタニド
- 166 プラノプロフェン
- 167 プラモカイン
- 168 プリジノール
- 169 プリフィニウム
- 170 プリロカイン (別名プロピトカイン)
- 171 ブリンゾラミド
- 172 フルオシノロンアセトニド
- 173 フルチカゾン
- 174 フルドロコルチゾン
- 175 フルニキシシ
- 176 フルフェナム酸
- 177 フルマゼニル
- 178 フルメタゾン
- 179 フルルビプロフェン
- 180 フレカイニド
- 181 プレドニゾロン
- 182 プレドニゾン
- 183 プロカイン
- 184 プロカインアミド

- 185 プロキシフィリン
- 186 プログルメタシン
- 187 フロセミド
- 188 プロパンテリン
- 189 プロピフェナゾン (別名イソプロピルアンチピリン)
- 190 プロベネシド
- 191 プロポキシカイン
- 192 プロメタジン
- 193 ベクロメタゾン
- 194 ベタネコール
- 195 ベダプロフェン
- 196 ベタメタゾン
- 197 ベラパミル
- 198 ベンジダミン
- 199 ベンズチアジド
- 200 ベンゾカイン (別名アミノ安息香酸エチル)
- 201 ベンゾナテート
- 202 ベンドロフルメチアジド
- 203 ベンフルオレックス
- 204 ミノドロン酸
- 205 メクロフェナム酸
- 206 メタゾラミド
- 207 メタピリレン
- 208 メタミゾール (別名スルピリン)
- 209 メチクロチアジド
- 210 N-メチルスコポラミン
- 211 メチルプレドニゾロン
- 212 メトカルバモール
- 213 メトクロプラミド
- 214 メトトレキサート
- 215 メトラゾン
- 216 メピバカイン
- 217 メピラミン
- 218 メフェナム酸
- 219 メベベリン
- 220 メペンゾラート
- 221 メロキシカム

- 222 モフェゾラク
- 223 モメタゾン
- 224 リキシバプタン
- 225 リセドロン酸
- 226 リドカイン
- 227 レルコバプタン
- 228 ロキソプロフェン
- 229 ロラタジン
- 230 ロルノキシカム
- 231 前各号に掲げる物のいずれかを含有する物
(遊離する物を含む。)

別表第3（第69条の2、第69条の3関係）

- (1) 降着馬以外の馬（以下「非降着馬」という。）2頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。
- (2) 降着馬は、その対象被害馬より後の着順とする。
- (3) 前2号の規定によっては着順の前後が決定できない降着馬と非降着馬の2頭の間では、その降着馬をより前の着順とする。
- (4) 前3号の規定によっては着順の前後が決定できない降着馬2頭の間では、到達順位がより前のものをより前の着順とし、到達順位が同じ場合は同じ着順とする。

別表第4 (第85条関係)

出走すべき馬が3頭であるとき	馬番号 1 2 3 枠番号 1 2 3
出走すべき馬が4頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 枠番号 1 2 3 4
出走すべき馬が5頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 枠番号 1 2 3 4 5
出走すべき馬が6頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 枠番号 1 2 3 4 5 6
出走すべき馬が7頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 枠番号 1 2 3 4 5 6 7
出走すべき馬が8頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 8
出走すべき馬が9頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 枠番号 1 2 3 4 5 6 7 $\underbrace{\hspace{1em}}_8$
出走すべき馬が10頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 枠番号 1 2 3 4 5 6 $\underbrace{\hspace{1em}}_7$ $\underbrace{\hspace{1em}}_8$
出走すべき馬が11頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 枠番号 1 2 3 4 5 $\underbrace{\hspace{1em}}_6$ $\underbrace{\hspace{1em}}_7$ $\underbrace{\hspace{1em}}_8$
出走すべき馬が12頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 枠番号 1 2 3 4 $\underbrace{\hspace{1em}}_5$ $\underbrace{\hspace{1em}}_6$ $\underbrace{\hspace{1em}}_7$ $\underbrace{\hspace{1em}}_8$
出走すべき馬が13頭であるとき	馬番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 枠番号 1 2 3 $\underbrace{\hspace{1em}}_4$ $\underbrace{\hspace{1em}}_5$ $\underbrace{\hspace{1em}}_6$ $\underbrace{\hspace{1em}}_7$ $\underbrace{\hspace{1em}}_8$
出走すべき馬が13頭以上であるとき	馬番号 枠番号 上記に準ずる。